

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 (見直し対象となっている融資等業務(※1)の事業名)	木材産業体質強化特別資金
法人名	全国木材協同組合連合会
基金額(国庫補助金等相当額)	330百万円(165百万円)(平成18年4月1日現在)
基金事業の概要 (見直し対象となる融資等業務(※1)を行っている場合は、その概要)	○ 施設整備に要する資金に対する利子助成

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要(平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※2))	○ 平成18年度をもって基金事業を廃止し、新規申請の受付を終了 ○ 平成19年度以降、国からの補助金等のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討し、残事業終了時に国からの補助金等の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	—
次回の見直し時期	○ 次回見直しは平成21年度までに実施する。
基金事業の目標	○ 平成18年度をもって新規受付を終了
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷(事業が完了するまでに要する補助額及び管理費) ＝330÷330 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額：平成17年度末の基金額：330百万円 事業が完了するまでに要する補助額及び管理費：330百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 〔有の場合〕該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	—

(※1)「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

(※2)「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)